

宮古島市女性相談システム導入業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

本要領は、宮古島市女性相談システム導入業務（以下「当該業務」）に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものです。

1. 業務概要

(1) 業務名

宮古島市女性相談システム導入業務

(2) 業務目的

新たな管理システムを導入することにより、各種業務の作業効率の向上を図ることで、個々の事例における迅速な対応及び支援の強化に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「宮古島市女性相談システム導入業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。

(4) 業務場所

宮古島市平良字西里 1140 番地 宮古島市役所

(5) 業務期間

① 導入期間：契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日まで（予定）

② 運用期間：令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（予定）

(6) 女性相談システム保守

令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（予定）

システム保守については、保守料に係る見積書を基に、優先交渉権者と保守業務契約の随意契約を締結するものとする。

2. 提案価格の上限

(1) 業務期間のシステム導入費用

金 8,138,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(2) 導入後のシステム保守管理費用

金 1,386,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(3) 提案上限額は、予定価格や契約金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、見積書を作成する際にはこの価格を超えないこと。

3. 実施形式

(1) 公募型プロポーザル方式（企画提案型）とする。

(2) 宮古島市女性相談システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき、審査委員会を設置し、企画提案書の審査を行い、その審査結果をもとに優先交渉権者を選定する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) 国税及び地方税が未納でないこと。又は滞納していないこと。
- (5) 他の地方公共団体において、女性相談システム又はこれに類するシステムの導入等に係る業務を履行した実績を有する者であること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

5. スケジュール

日付	内容
令和8年1月5日(月)	公募開始
令和8年1月9日(金)	質問票の提出期限
令和8年1月16日(金)	質問に対する回答(HPに掲載)
令和8年1月23日(金)	参加表明書の提出期限
令和8年1月30日(金)	参加資格審査結果の通知
令和8年2月13日(金)	企画提案書等の提出期限
令和8年2月20日(金)	プレゼンテーション及び審査委員会の開催
令和8年2月25日(水)	選定結果の通知

6. 担当部局

所属課 宮古島市こども家庭局家庭保健課
郵便番号 906—8501
住 所 宮古島市平良字西里1140番地
メールアドレス fj.kyoten@city.miyakojima.lg.jp
電話番号 0980-73-1947

7. 質問票の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 9 日(金)午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出方法 質問票(様式第 1 号)を電子メールで提出すること(持参不可)
- (3) 提出先 「6 担当部局」と同じ
- (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 1 月 16 日(金)午後 5 時 15 分までに宮古島市ホームページ上で回答します。なお、質問者の名称等は公表しません。

8. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和 8 年 1 月 23 日(金)午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出書類

No.	内容	数量	備考
1	参加表明書	1 部	様式第 2 号 ※代表者印を押印
2	履歴事項全部証明書	1 部	発行後 3 ヶ月以内
3	会社概要調書	1 部	様式第 3 号
4	市税等の滞納がないことの証明書	1 部	発行後 3 ヶ月以内 (直近の年度)
5	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 ※申告する税務署が発行する納税証明書	1 部	発行後 3 ヶ月以内 (直近の年度)
6	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) 認証又はプライバシーマーク認証を受けていることが 確認できる書類の写し	1 部	

(3) 提出方法

紙媒体で郵送または持参にて提出してください。郵送による提出の場合は期限までに必着とする。

(4) 提出先

「6 担当部局」と同じとする。

(5) 辞退について

参加表明書等の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式第 4 号)を提出すること。提出方法は(3)と同じとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加表明書等に基づき、宮古島市子ども家庭局家庭保健課において本プロポーザル参加資格の有無を審査し、令和 8 年 1 月 30 日(金)までに結果を郵送で通知する。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 13 日 (金) 午後 5 時 15 分まで

(2) 提出書類 (正本 1 部、副本 7 部)

① 提出書 (様式第 5 号)

② 企画提案書 (任意様式)

専門的な知識を有しない者でも、理解出来るように簡潔に記載すること

③ 参考見積書 (様式第 6 号)

④ 見積内訳書 (任意様式)

⑤ システム機能要件一覧 (任意様式)

⑥ 工程表 (任意様式)

⑦ その他、必要と思われる資料

(3) 提出方法

紙媒体で提出すること。また、プレゼンテーションにおいて、説明資料のデータを使用する場合は、外部記録媒体 (USB) に保存し提出すること。

(4) 提出先

「6 担当部局」と同じとする。

10. 提出書類の取扱

(1) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、宮古島市情報公開条例第 7 条に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

11. 審査

(1) 審査方法

企画提案等の審査、評価及び最も優れた企画提案者の選定は、宮古島市女性相談システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において行う。

(2) プレゼンテーション等の時間、場所等の通知

① 実施日 令和 8 年 2 月 20 日 (金)

② 実施場所 宮古島市役所 2 階会議室②

③ 時間 1 事業者あたり 30 分 (説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度)

(3) 審査委員会において、次により決定します。

① 審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づいて評価し、合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、提案者がI事業者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により選定します。

②各委員の合算した評価点が同点だった場合は、「機能要件評価」の評価が高い提案者を優先とし、「機能要件評価」も同点だった場合は、審査委員会の議決により、選定します。

③審査の評価、採点に関する異議は受けません。

(4) 審査基準

「宮古島市女性相談システム導入業務 事業者審査基準表（以下「審査基準」という。）」による

(5) 選定結果の通知

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- ⑤上限額を超えた見積書の提出があった場合

13. その他

- (1) 提出期限以降、参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 参加者は、複数の提案をすることはできません。
- (4) 参加の申込み、企画提案書の提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加申込者の負担とする。
- (5) 仕様書及び機能要件一覧に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で備えるべき事項として提出書類を作成すること。
- (6) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし宮古島市がこの公募結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。